

議案第124号

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第80号)
の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「常時する」を「常時」に改める。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。